

# 多治見市土地開発指導要綱及び多治見市土地開発基準 改正概要

各 位

令和 7 年 1 月 23 日  
多治見市役所開発指導課  
0572-22-1111 内線 1399

このたび、多治見市土地開発指導要綱、多治見市土地開発基準及び多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されますので、改正概要を次のとおりお知らせします。

※ 改正後の多治見市土地開発指導要綱、多治見市土地開発基準の全文は、多治見市ホームページ（開発指導課）に掲載しています。

## 1 多治見市土地開発指導要綱の改正概要

### 適用範囲の改正（第 2 条、第 3 条 定義及び適用範囲）

令和 7 年 4 月 1 日から市内全域が「宅地造成及び特定盛土規制法（通称：盛土規制法）」の規制区域になることを受け、次のとおり改正します。

#### ○定義及び適用範囲の改正概要

1. 「開発事業」の定義を都市計画法（昭和43年法律第100号）第 4 条第12項に規定する開発行為に改正します。
2. 適用範囲を以下に改正します。
  - ①開発面積が1,000㎡以上のうち、都市計画法第29条の開発許可を要する事業に限定
3. 以下の開発事業は引き続き適用除外とします。
  - ①国、地方公共団体その他これらに類する団体が施行する開発事業
  - ②非常災害のための必要な応急措置として行う開発事業
  - ③その他市長が特に必要と認める開発事業

※資材置場・太陽光パネルなど建築物の建築を目的としない開発事業は適用除外となります。ただし、盛土規制法に基づく県の許可を受けて下さい。

## 2 多治見市土地開発基準の改正概要

### 消防の基準の改正（第 2 公共施設／7 消防）

消防の規定に係る土地開発基準を次のとおり改正します。

#### ○消防の基準の改正概要

1. 消防活動のはしご車出動規定に合わせ、消防車進入路及び消防活動空地の設置要件を「高さが 10 メートルを超える建築物」から「地階を除く階数が 4 以上の建築物」に改正します。
2. 消火栓の配置基準について、「防火対象物までの距離」から「開発区域を包含する半径」に改正します。
3. 地上式の消火栓は、車両の衝突により破損した場合に消防水利として使用できなくなるため、原則として地下式（副弁式）のみに改正します。設置位置は、原則として車道上又は、車道に並行する歩道上とします。
4. その他、防火水槽の所在を示す標識の設置規定について明文化します。

### 3 多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱の一部改正 適用基準の改正（第2条 適用基準）

○基準及び配慮事項の適用についての改正概要

1. 消防活動のはしご車出動規定に合わせ、消防車進入路及び消防活動用空地の設置要件を「高さが10mを超える建築物」から「地階を除く階数が4以上の建築物」に改正します。（土地開発基準改正の1と同様）

### 4 経過措置について

多治見市土地開発指導要綱及び多治見市土地開発基準の改正後の規定は、令和7年4月1日の施行日以後に土地開発協定を締結する事業から、多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱の改正後の規定は、施行日以後に建築計画概要書の届出がされる事業から、それぞれ適用になります。